

沖縄県生活環境保全条例（平成20年沖縄県条例第43号）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 生活環境の保全等に関する規制等</p> <p>第1節 大気の保全に関する規制</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 粉じんに関する規制（第19条—<u>第23条の2</u>）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13)</p>	<p>目次</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 生活環境の保全等に関する規制等</p> <p>第1節 大気の保全に関する規制</p> <p>第1款（略）</p> <p>第2款 粉じんに関する規制（第19条—<u>第23条の9</u>）</p> <p>第2節・第3節（略）</p> <p>第3章～第5章（略）</p> <p>附則</p> <p>第1条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6)（略）</p> <p>(7) 特定粉じん 粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質で規則で定めるものをいう。</p> <p>(8)（略）</p> <p>(9) 一般粉じん発生施設 工場又は事業場に設置される施設で一般粉じんを発生し、及び排出し、又は飛散させるもののうち、その施設から排出され、又は飛散する一般粉じんが大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。</p> <p>(10) 特定粉じん排出等作業 石綿含有成形板その他の特定粉じんを発生し、又は飛散させる原因となる建築材料で規則で定めるもの（以下「特定建築材料」という。）が使用されている建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）を解体し、改造し、又は補修する作業のうち、その作業の場所から排出され、又は</p>

飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。

- (11) (略)
- (12) 汚水等排出施設 次のいずれかの要件を備える汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）を排出する施設で規則で定めるものをいう。
 - ア カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として規則で定める物質を含むこと。
 - イ 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、アに規定する物質によるものを除く。）を示す項目として規則で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。
- (13) (略)

第3条～第23条 (略)

(作業基準)

第23条の2 特定粉じん排出等作業に係る規制基準（以下「作業基準」という。）は、特定粉じんの種類び特定粉じん排出等作業の種類ごとに、特定粉じん排出等作業の方法に関する基準として、規則で定める。

(特定粉じん排出等作業の実施の届出)

第23条の3 特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者（次項において「特定工事の発注者等」という。）は特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (3) 特定工事の場所

第3条～第23条 (略)

(削る。)

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第23条の2 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の元請業者（発注者（解体等工事の注文者で、他の者から請け負った解体等工事の注文者以外のものをいう。以下同じ。）から直接解体等工事を請け負った者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）に該当するか否かについて、設計図書その他の書面による調査、特定建築材料の有無の目視による調査その他の規則で定める方法による調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- (1) 当該調査の結果
- (2) 当該解体等工事が特定工事に該当するときは、当該特定工事に係る次に掲げる

事項

ア 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

イ 特定粉じん排出等作業の種類

ウ 特定粉じん排出等作業の実施の期間

エ 特定粉じん排出等作業の方法

(3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 解体等工事の発注者は、当該解体等工事の元請業者が行う前項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事の元請業者は、規則で定めるところにより、第1項の規定による調査に関する記録を作成し、当該記録及び同項に規定する書面の写しを保存しなければならない。

4 解体等工事の自主施工者（解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者をいう。以下同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて、第1項の規則で定める方法による調査を行うとともに、前項の規則で定めるところにより、当該調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

5 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又は前項の規定による調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、前2項に規定する記録の写しを当該解体等工事の現場に備え置き、かつ、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の現場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

6 解体等工事の元請業者又は自主施工者は、第1項又は第4項の規定による調査を行ったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、当該調査の結果を知事に報告しなければならない。

(削る。)

(4) 特定粉じん排出等作業の種類

(5) 特定粉じん排出等作業の実施の期間

(6) 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積

(7) 特定粉じん排出等作業の方法

2 前項ただし書の場合において、当該特定粉じん排出等作業を伴う特定工事の発注者等は、速やかに、同項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

3 前2項の規定による届出には、当該特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(計画変更命令)

第23条の4 知事は、前条第1項の規定による届出があった場合において、その届出に係る特定粉じん排出等作業の方法が作業基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る

特定粉じん排出等作業の方法に関する計画の変更を命ずることができる。

(解体等工事に係る調査及び説明等)

第23条の5 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして規則で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）の受注者（他の者から請け負った解体等工事の受注者を除く。次項及び第53条第1項において同じ。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行うとともに、規則で定めるところにより、当該解体等工事の発注者に対し、当該調査の結果について、規則で定める事項を記載した書面を交付して説明しなければならない。この場合において、当該解体等工事が特定工事に該当するときは、第23条の3第1項第4号から第7号までに掲げる事項その他規則で定める事項を書面に記載して、これらの事項について説明しなければならない。

2 前項前段の場合において、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う同項の規定による調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に関し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならない。

3 解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（第53条第1項において「自主施工者」という。）は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならない。

4 第1項及び前項の規定による調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、規則で定めるところにより、当該調査の結果その他規則で定める事項を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(削る。)

(作業基準の遵守義務)

第23条の6 特定工事を施工する者は、当該特定工事における特定粉じん排出等作業について、作業基準を遵守しなければならない。

(作業基準適合命令等)

第23条の7 知事は、特定工事を施工する者が当該特定工事における特定粉じん排出等作業について作業基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて当該特定粉じん排出等作業について作業基準に従うべきことを命じ、又は当該特定粉じん排出等作業の一時停止を命ずることができる。

(発注者の配慮)

第23条の8 特定工事の発注者は、当該特定工事を施工する者に対し、施工方法、工期、工事費その他当該特定工事の請負契約に関する事項について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。

(特定粉じん排出等作業等の完了届出)

第23条の9 第23条の3の規定による届出をした者又は大気汚染防止法第18条の15第1項若しくは第2項の規定により知事に届出をした者は、当該届出に係る作業が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 当該届出に係る作業の場所
- (3) 当該届出に係る作業の実施の期間
- (4) その他規則で定める事項

(排水基準)

第24条 (略)

2 前項の排水基準（第45条を除き、以下「排水基準」という。）は、第2条第9号アに規定する物質（以下「水質有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排水水に含まれる水質有害物質の量について、水質有害物質の種類ごとに定める許

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(排水基準)

第24条 (略)

2 前項の排水基準（第45条を除き、以下「排水基準」という。）は、第2条第12号アに規定する物質（以下「水質有害物質」という。）による汚染状態にあっては、排水水に含まれる水質有害物質の量について、水質有害物質の種類ごとに定める許

容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 (略)

第25条～第52条 (略)

(報告及び検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者、元請業者、自主施工者若しくは下請負人（元請業者から特定工事の全部又は一部を請け負った者（その請け負った特定工事が数次の請負契約によって行われるときは、当該者の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）をいう。以下この項において同じ。）に対し、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、解体等工事に係る建築物等の状況、その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等を設置している者の工場若しくは事業場、解体等工事に係る建築物等、解体等工事の現場、解体等工事の元請業者、自主施工者若しくは下請負人の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2～4 (略)

第54条～第57条 (略)

容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同号イに規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

3 (略)

第25条～第52条 (略)

(報告及び検査)

第53条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者に

対し、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設の状況、ばい煙若しくは汚水等の処理の方法、解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、ばい煙発生施設等を設置している者、解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者の工場若しくは事業場若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、ばい煙発生施設等若しくはばい煙処理施設、解体等工事に係る建築物等その他の物件を検査させ、若しくは関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、工場等設置者に対し、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、工場又は事業場に立ち入り、公害防止担当者若しくは代理者の職務の実施状況に関する書類その他の物件を検査させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第54条～第57条 (略)

第58条 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項
又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項、第29条第1項、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反した者
- (3) 第23条の2第6項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (4) 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第60条～第62条 (略)

第58条 次の各号のいずれかに該当する者は、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第8条第1項、第10条第1項、第25条又は第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第23条の4又は第23条の7の規定による命令に違反した者

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条第1項、第19条第1項若しくは第3項、第20条第1項、第23条の3第1項
又は第26条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第12条第1項、第29条第1項、第50条第1項又は第51条第1項の規定に違反した者
(新設)
- (3) 第53条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第60条～第62条 (略)